

最高裁平成九年（行ツ）第一一五号、九・七・一五判決  
判 決

上告人 社会福祉法人陽気会

被上告人 兵庫県地方労働委員会

右補助参加人 全国一般労働組合兵庫地方本部

右当事者間の大阪高等裁判所平成八年(行コ)第二五号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成九年二月二一日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして是認するに足り、その過程に審理不尽その他所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づき原判決を論難するものであって、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷